

「指定介護予防通所リハビリテーション」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(岐阜県指定 第2110400765号)

当事業所はご契約者に対して指定介護予防通所リハビリテーション（以下、予防通所リハ）サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として「要支援」と認定された方が対象となります。
要支援認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 苦情の受付について	5
7. 衛生管理等	5
8. 業務継続計画の策定等	6
9. 介護無資格者に対する研修	6
10. 虐待防止に関する事項	6
11. 個人情報の保護	6
12. 身体拘束	6

1. 事業者

- (1) 法人名 医療法人社団 丹菊整形外科
- (2) 法人所在地 岐阜県羽島市小熊町島2丁目78-1
- (3) 電話番号 058-391-1411
- (4) 代表者氏名 理事長 矢島 弘毅
- (5) 設立年月 平成2年4月1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定介護予防通所リハビリテーション事業所
平成24年1月1日指定 岐阜県 2110400765号
- (2) 事業所の目的 要支援にある利用者に、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練及び日常生活上の世話をを行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持、並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るよう適正な介護予防通所介護を提供します。
- (3) 事業所の名称 デイケアセンター たんぎく

- (4) 事業所の所在地 岐阜県羽島市小熊町島2丁目78-1
- (5) 電話番号 058-391-6001
- (6) 管理者氏名 矢島 弘毅
- (7) 当事業所の運営方針 主治医の指示により、利用者に必要な生活指導、日常動作訓練、リハビリサービスを行うことにより、心身の機能の維持回復を計り自立を目指します。
- (8) 開設年月 平成24年1月1日
- (9) 利用定員 1単位目 18人 2単位目 18人 3単位目 18人
- (10) 事業所が行っている他の業務
当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。
- [通所介護] 平成13年2月1日指定 岐阜県2170401463号
- [通所リハビリ] 平成24年1月1日指定 岐阜県2110400765号
- [訪問看護] 平成12年4月1日指定 岐阜県2170400765号
- [訪問リハビリ] 平成21年4月1日指定 岐阜県2110400765号
- [居宅介護支援事業] 平成11年9月3日指定 岐阜県2170400093号
- (11) 専用の部屋等の面積 94.83㎡

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 羽島市内（新幹線線路より北）当事業所より半径3キロ程度
その他の地域は要相談とする

(2) 営業日及び営業時間

- 営業日 1単位目：月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日、お盆休み、正月休み。
2単位目：月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日、お盆休み、正月休み。
3単位目：月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日、お盆休み、正月休み。
- 営業時間 午前8時15分から午後5時00分までとする。
なお、サービスの提供時間は
1単位目：午前9時20分から午前10時30分までとする。
2単位目：午前10時40分から午前11時50分までとする。
3単位目：月・火・水・木・金は午後13時20分から16時30分まで、
土曜は午前9時20分から午後12時30分 までとする。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して予防通所リハビリサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	職員数
1. 管理者	1名
2. 介護職員	3名
3. 理学療法士	3名
4. 柔道整復師	1名

〈主な職種の勤務体制〉

〈月曜、火曜、水曜、木、金曜〉

医師	随時
理学療法士	勤務時間 8:15~17:00 まで1名以上勤務します
介護職員	勤務時間 8:15~17:00 まで1名以上勤務します

〈土曜〉

医師	随時
理学療法士	勤務時間 8:15~13:00 まで1名以上勤務します
介護職員	勤務時間 8:15~13:00 まで1名以上勤務します

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）*

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割又は8割又は7割）が介護保険から給付されます。

☆選択的サービスについては利用者ごとの選択制となります。利用するサービスの種類や実施日、実施内容等については、居宅サービス計画に沿い、事業所と利用者で協議したうえで介護予防通所リハビリテーション計画に定めます。

〈サービスの概要〉

介護予防リハビリテーション等は、医学的管理のもとに利用者様に対する心身機能の維持回復のため、介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、以下の目的を達成するため訓練等を行います。

(1) 目的

ADL の維持回復、QOL の維持回復、その他利用者様の興味関心に関わる状態の改善

(2) 訓練等

- ① 運動療法
- ② 物理療法
- ③ 歩行訓練、基本的動作訓練
- ④ 自助具使用訓練
- ⑤ 日常生活動作及び日常生活関連動作に関する訓練

☆共通のサービス

・契約者が自立した生活を送るために、能力に応じて排泄などの必要な介助を行います。

①送迎サービス

・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

②個別リハビリテーション

・ご契約者の身体機能に応じた個別のリハビリテーション計画書を作成し運動機能向上の為訓練

を実施します。

☆加算対象サービス

① 科学的介護推進加算

・ケアについて質の向上を図る為、利用者の情報のデータを全国の全介護事業所から収集し、それに基づき事業所の特性やケアの在り方を検証し見直す為の加算を算定します。

② 介護職員等処遇改善 I

介護職員等の安定的な処遇化全を図るための環境整備とともに、介護職員等の賃金改善に充てるのを目的とした加算です。

③ 基本料金の減算

利用が 12 ヶ月を超える場合は基本料金が減算されます。

④ 退院時共同指導加算

・入院中のものが退院するにあたり、リハビリ事業所の職員がカンファレンスに参加し退院時共同地頭を行った後に初回の通所リハビリを行った場合に算定します。

⑤ サービス提供体制加算 I

・直接サービスを提供する職員の総数のうち、介護福祉士が 70%以上、または、勤続 10 年以上の介護福祉士が 25%以上のいずれかに該当している場合算定します。

<サービスの利用頻度>

☆利用する曜日や内容等については、介護予防サービス計画に沿いながら、ご契約者と協議のうえ決定し、予防通所リハ計画に定めます。

☆ただし、契約者の状態の変化、介護予防サービス計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

☆ご契約者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 5 条、第 6 条参照）*

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

① 介護保険給付の支給限度額を超える予防通所リハサービスの利用

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

② 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代：自費（持参）

③ 通常の事業の実施地域を超えて行う送迎に要する費用

一 事業所から片道概ね 10 キロ未満 200 円

二 事業所から片道概ね 10キロ以上 400円

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求します。

当事業者はご契約者に対し、毎月15日までに請求書を作成し、提示します。個人負担金は預金口座振替払いをご利用ください。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

☆利用予定日の前に、ご契約者の都合により、予防通所リハサービスの利用を中止、変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。

☆月のサービス利用日や回数については、契約者の状態の変化、介護予防サービス計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

☆契約者の体調不良や状態の改善等により介護通所リハ計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、又は介護予防通所リハ計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額はしません。

☆ご契約者の状態の変化等により、サービス提供量が、介護予防通所リハ計画に定めた実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、介護予防支援事業者と調整の上、介護予防サービス計画の変更又は要支援認定の変更申請、要介護認定申請の援助等必要な支援を行います。

☆月ごとの定額制となっているため、月の途中から利用を開始した月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算は行いません。

- 一 月途中で要介護から要支援に変更となった場合
- 二 月途中で要支援から要介護に変更となった場合
- 三 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合

☆月途中で要支援度が変わった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。

☆サービス利用の変更の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. 苦情の受付について（契約書第20条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者） 苦情受付係り
- 受付時間 月～土 8：30～17：00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

羽島市役所高齢福祉課	所在地 岐阜県羽島市竹鼻町55 電話番号 058-392-9932 FAX 058-394-0025 受付時間 平日 8：30～17：15まで
岐阜県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情対応係	所在地 岐阜県岐阜市藪田南 県シンクタンク5階 電話番号 058-275-9826 受付時間 平日 9：00～17：00まで
岐阜県社会福祉協議会	所在地 岐阜県下奈良2丁目2番地7号 岐阜県福祉農業会館6階 電話番号 058-278-5136

7. 衛生管理等

(1) 当事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

(2) 当事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

一 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

二 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

三 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

8. 業務継続計画の策定等

(1) 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護〔第一通所事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(2) 当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

(3) 当事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

9. 当事業所は、介護職無資格者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。

10. 虐待防止に関する事項

(1) 当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ・ 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- ・ 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ・ その他虐待防止のために必要な措置

(2) 当事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

11. 個人情報の保護

(1) 当事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

(2) 当事業所が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

12. 身体拘束

(1) 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。

(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。